

# 学 則

## (1) 研修目的

介護事業に従事する者、又は、従事しようとする者が、基本的な介護業務を行う為に必要な知識及び技術並びにこれを活用して介護業務を行う際の考え方を身に付ける事を目的とする。

## (2) 研修の名称

介護職員初任者研修

## (3) 法人の名称・住所

株式会社 ワークステーション

〒880-0844 宮崎県宮崎市柳丸町 153 番地 1 パティオ柳丸 B2-1 号

TEL : 0985-89-3205 FAX : 0985-89-3206

## (4) 指定番号

4 5 0 3 8

## (5) 事業所の概要

代 表 者 代表取締役 横山貴之

設 立 平成24年12月26日

業 務 内 容 労働派遣事業（特 45-300217）、業務委託、請負事業

## (6) 研修カリキュラム

別添1～4のとおり

## (7) 講義・演習室

株式会社 ワークステーション内 研修室

## (8) 講義を通信の方法によって行う地域

宮崎県内全域（研修日程の日に通える者）

## (9) 講師プロフィール

別添2のとおり

## (10) 使用テキスト

株式会社 日本医療企画

『介護職員初任者研修課程テキスト1～3』

- ① 介護・福祉サービスの理解
- ② コミュニケーション技術と老化・認知症・障害の理解
- ③ こころとからだのしくみと生活支援技術

#### (11) 研修修了の認定方法

##### ① 通信にて研修を受講する場合

全科目修了し添削課題がすべて合格基準に達した者に対して修了評価（1時間程度の筆記試験）を行う。修了評価が100点満点中、C（70点以上）で修了認定とする。

評価基準は以下のとおりとする。

A=90点以上 B=80～89点 C=70～79点 D=70点未満

修了評価がD（70点未満）の受講者に対しては、必要に応じて補講を行った後に再度修了評価を実施する。

##### ② 通学にて研修を受講する場合

全科目修了し筆記小テスト（100点満点中70点以上）、実技テスト（100点満点中75点以上）が、合格基準に達した者に対して、修了評価（1時間程度の筆記試験）を行う。修了評価が100点満点中、C（70点以上）で修了認定とする。

評価基準は以下のとおりとする。

A=90点以上 B=80～89点 C=70～79点 D=70点未満

修了評価がD（70点未満）の受講者に対しては、必要に応じて補講を行った後に再度修了評価を実施する。

##### ③ 求職者支援訓練及び委託訓練にて研修を受講する場合

②通学にて研修を受講する場合と同じ。

#### (12) 添削指導及び面接指導の方法

##### ① 通信にて研修を受講する場合

添削課題は、それぞれの課題提出により100点満点中70点以上をもって合格とする。合格に達しなかった者は、講師がその都度定めた期間内で合格点に達するまで再提出する。（すべての課題は、修了試験の前までに合格しなければならない。）

面接指導は、スクーリングにより担当講師が指導を行う。

##### ② 通学にて研修を受講する場合

添削課題、面接指導ともになし。

##### ③ 求職者支援訓練及び委託訓練にて研修を受講する場合

②通学にて研修を受講する場合と同じ。

#### (13) 研修欠席者等に対する補講の方法

##### ① 通信にて研修を受講する場合

- (1) 怪我や病気による欠席
- (2) 台風、天災による欠席

(3)その他、やむを得ない事由として当校が認めるもの  
上記の事由により欠席・遅刻・早退で受講出来なかった場合は補講を行う。また、修了評価がD（70点未満）であった場合も必要に応じて補講を行い、再評価を実施する。

②通学にて研修を受講する場合

①通信にて研修を受講する場合と同じ。

③求職者支援訓練及び委託訓練にて研修を受講する場合

(1)台風、天災などの自然災害、交通機関の遅延及び交通事故等による欠席

(2)法令の定めた行事による欠席（選挙権その他公民としての権利を行使する場合、承認、鑑定人、参考人、裁判員等として国会、裁判所などその他の官公署に出頭する場合）

(3)就職活動による面接、採用試験などによる欠席

(4)検定等による資格試験による欠席

(5)親族（6親等以内の血族、配偶者及び3親等以内の姻族）の看護・介護による欠席（診断書、または薬の領収書、処方箋の写しなど傷病の証明が必要）

(6)小学校未就学児の予防接種、健康診断などによる欠席

(7)親族（6親等以内の血族、配偶者及び3親等以内の姻族）の危篤、死亡、葬儀、法事などによる欠席

(8)受講者本人又は親族の婚姻、及び受講者本人の新婚旅行等による欠席

(9)入学式、卒業式の出席による欠席

以上の理由で欠席する場合には、事前にわかる場合には連絡し、欠席届や証明書等の書類を提出する。欠席理由により認められた場合には、後日日にちを設定し補講を行い、再評価試験を実施する。

(14)受講要件

①心身ともに健全で、福祉に関心と理解があり、介護業務に従事しようとする意欲のある方。

②現在、在宅・施設を問わず介護業務に従事していて、自分自身のスキルアップを目指している方。

③年齢・性別・学問を問わず最後まで受講可能な方。

④求職者支援訓練にて研修を受講する場合は、管轄の公共職業安定所から受講許可を受け当校が受講を認めた者とする。

⑤宮崎県障がい福祉課委託訓練にて研修を受講する場合は、宮崎県障がい福祉課で受講申込を行い、当校が受講を認めた者とする。

⑥研修期間は、研修開始日より8ヶ月以内とすることから、修了評価試験に合格しなかった者が再度試験を希望する場合は、必要に応じて補講を行い、修了評価試験を受けることができる。希望者は、期間内に取得できるよう当社へ申し出ること。ただし、講師・教室等の調整上、希望に添えない場合がある為、事前に当社へ確認すること。

## (15) 募集方法

- ①通信、通学ともにホームページや広告媒体に掲載を行う。また取引先の施設などへの募集案内を行う。
- ②求職者支援訓練及び委託訓練での募集を行う場合には、ハローワークにてチラシ等配布し、宮崎労働局及び当校のホームページにて掲載を行う。
- ③宮崎県障がい福祉課委託訓練での募集を行なう場合には、県庁ホームページ及び関係機関へ文書等により募集を行う。

## (16) 受講手続

- ①通信にて研修を受講する場合  
電話、FAX、ホームページで「受講申込書」を取得し、持参、郵送または、FAX・メールの返信の方法により提出する。
- ②通学にて研修を受講する場合  
①通信にて研修を受講する場合と同じ。
- ③求職者支援訓練及び委託訓練にて研修を受講する場合  
希望者は、管轄の公共職業安定所（職業訓練窓口）に申込みを行い、受講内容の説明を受け受講申込書類を期間内に提出すること。応募者が定員数を超える場合には、選考により受講決定通知書を発送。決定通知書を受け取ったら速やかに管轄の公共職業安定所で受講手続を行うこと。
- ④宮崎県障がい福祉課委託訓練にて研修を受講する場合  
希望者は、宮崎県障がい福祉課にて受講申込書を行い、募集期間内に提出すること。応募者が定員数を超える場合には、選考により受講者を決定する。

## (17) 受講料、実習費、補講に係る費用など受講者が負担する一切の費用及びその支払方法

- ①通信にて研修を受講する場合  
受講料 48,000 円(税別)とする。  
※テキストを注文される場合には、別途 6,000 円（税別）が必要となる。  
注）キャンペーン等により割引価格を適用する場合がある。  
受講料は、開講日の3日前までに現金支払いまたは指定口座へ振り込むこととする。（分納希望の場合には応相談）  
補講についての費用は1時間あたり2,000円（税別）の受講料を要するものとする。
- ②通学にて研修を受講する場合  
①通信にて研修を受講する場合と同じ。
- ③求職者支援訓練及び委託訓練にて研修を受講する場合  
補講料は、1時間当たり2,000円（税別）とする。また、テキスト代 6,000円（税別）は、訓練開始日に現金による支払いとする。受講料、実習費はすべて無料。
- ④宮崎県障がい福祉課委託訓練にて研修を受講する場合  
③求職者支援訓練にて研修を受講する場合と同じ。

## (18) 解約条件及び返金の有無

### ①通信にて研修を受講する場合

解約および返金は、受講開始日3日前までに申し出ること。ただし解約の際の返金は、テキスト代6,000円(税別)を差し引いて返金する。

また、募集期間中に定員の半数に満たない場合は、研修を中止する場合がある。

### ②通学にて研修を受講する場合

①通信にて研修を受講する場合と同じ。

### ③求職者支援訓練にて研修を受講する場合

やむを得ない理由により受講できなくなった場合に速やかに当校へ連絡し、退校手続きを行うこと。テキストは、買い取ってもらう為返金は出来ない。

また、募集期間中に定員の半数に満たない場合は、研修を中止する場合がある。

退校処分について以下の理由で退校の手続きを行うこととする。

(1)欠席・遅刻・早退が著しく多い場合(出席日数が総訓練日数の8割を満たさなくなった場合はその時点で退校処分とする)

(2)技能・知識の習得状況が芳しくなく、もしくは修了が見込まれない場合

(3)施設の秩序や受講環境を著しく乱した、または乱すおそれがある場合

原則として「指導」「警告」「勧告」の3段階の流れに沿って指導を行う。それでも改善が見受けられない場合には退校処分を行う。

### ④宮崎県障がい福祉課委託訓練にて研修を受講する場合

やむを得ない理由により受講できなくなった場合に速やかに当校へ連絡し、退校手続きを行うこと。テキストは、買い取ってもらう為返金は出来ない。

また、募集期間中に定員の半数に満たない場合は、研修を中止する場合がある。

### ⑤委託訓練にて研修を受講する場合

やむを得ない理由により受講できなくなった場合にすみやかに当校へ連絡し、退校手続きを行ない、ハローワークへも退校の連絡を行なうこと。テキストは買い取ってもらう為返金は出来ない。また、募集期間中に定員の半数に満たない場合は、研修を中止する場合がある。

## (19) 受講中の事故等への対応

### ①通信にて研修を受講する場合

通学、帰宅途中の事故・怪我に関しては、自己の責任とし、各自での保険加入を推奨する。受講中に生じた怪我や破損等については、病院等への必要な措置を講じ、研修担当者に状況確認等を行い、事業所側の過失によるものと判断した場合には当校で補償する。ただし、備品等の破損については、状況確認し故意であった場合には、すべてを弁償してもらうこととする。

### ②通学にて研修を受講する場合

①通信にて研修を受講する場合と同じ。

③求職者支援訓練にて研修を受講する場合

研修期間中における受講生の事故・怪我に関しては、求職者支援訓練補償保険にて対応する。  
(費用に関しては個人負担なし)

ただし、備品等の破損については、状況確認し故意であった場合には、すべてを弁償してもらうこととする。

④宮崎県障がい福祉課委託訓練にて研修を受講する場合

①通信にて研修を受講する場合と同じ。職業訓練生総合保険への加入を必ず個人で申込手続きをしてもらう。

⑤委託訓練にて研修を受講する場合

①通信にて研修を受講する場合と同じ。職業訓練生総合保険への加入を必ず個人で申込手続きをしてもらう。

(20) 個人情報の取扱い

研修運営上、知り得た受講生の個人情報等については、当社の個人情報管理の基本方針に基づき、厳重に管理保管する。また、個人情報の取扱いについては十分に注意を払うものとする。

(21) 情報の開示を行うホームページURL

<http://workstation-haken.com>

(22) 研修責任者の役職・氏名及び連絡先

研修責任者：代表取締役 横山 貴之

〒880-0844 宮崎市柳丸町 153 番地 1 パティオ柳丸 B2-1

TEL：(0985)89-3205 FAX：(0985)89-3206

(23) 研修担当者の役職・氏名及び連絡先

研修担当者：野下 真美

〒880-0844 宮崎市柳丸町 153 番地 1 パティオ柳丸 B2-1

TEL：(0985)89-3205 FAX：(0985)89-3206

(24) 法人及び事業所の苦情対応者の役職・氏名及び連絡先

法人の苦情対応者：横山 真奈美

〒880-0844 宮崎市柳丸町 153 番地 1 パティオ柳丸 B2-1

TEL：(0985)89-3205 FAX：(0985)89-3206

(25) その他研修に関する必要事項

この学則に必要な細則並びに、この学則に定めのない事項で必要があると認められた場合は、その都度、当社が定めるものとする。

(附則) この学則は平成26年8月28日から施行する。

この学則は平成26年12月15日から施行する。

この学則は平成27年3月27日から施行する。

この学則は平成27年8月17日から施行する。

この学則は平成27年11月13日から施行する。

この学則は平成28年3月17日から施行する。

この学則は平成28年6月27日から施行する。

この学則は平成28年9月2日から施行する。

この学則は平成28年9月28日から施行する。

この学則は平成29年3月22日から施行する。

この学則は平成29年7月27日から施行する。

この学則は平成29年8月25日から施行する。

この学則は平成31年1月28日から施行する。

この学則は令和元年10月1日から施行する。